

法務局が



をお手伝いします



預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度

遺言書保管制度とは、自筆で書いた遺言書を、法務局（遺言書保管所）に預けることで、遺言書の紛失や隠匿・改ざんなどを防止し、遺言者の死亡後、相続人等が、「遺言書の閲覧」や「遺言書情報証明書」の交付請求などができる制度です。

相続人のうちのどなたか一人が、遺言書の閲覧をしたり、遺言書情報証明書の交付を受けると、その他の相続人全員に対して、遺言書が保管されている旨のお知らせが届きます。

本制度を利用した自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認が不要です。

生前中は、遺言書を書いたことを秘密にしておきたい方や、自宅での保管に不安がある方はぜひ御利用ください。



遺言書ほかんガルー



各種相続手続で利用できます！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度とは、登記所（法務局）に被相続人の戸除籍謄本や相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）等を提出していただくと、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。

その後、相続登記や被相続人名義の預金等の払戻し等の相続手続に、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本を何度も提出し直す必要がなくなります。



放置しないでください！ 相続登記

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなったときに、不動産の名義を相続人に変更する手続です。

近時、相続した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、社会問題になっており、相続登記をしない中で、相続が2回以上重なると、相続人の調査だけで相当の時間が掛かり、相続登記の手数料も高額となる場合があります。

相続の手続に時間が掛かると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐ売ることができなくなるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。



将来



終わることは託すこと。

ハッピーエンドを迎える準備を始めましょう。

※詳細な手続は、最寄りの法務局でご案内します。 宇都宮地方法務局

